

**【新設】(合理的な方法による短期売買商品等の価額の計算)**

**2-3-69** 令第118条の8第1項第1号《短期売買商品等の時価評価金額》に規定する合理的な方法による同号に掲げる短期売買商品等の当該事業年度終了の時価額の計算に当たっては、2-3-32《合理的な方法による価額の計算》及び2-3-33《第三者から入手した価格》の取扱いを準用する。

**【解説】**

- 1 本通達は、短期売買商品等の時価評価金額の算定について、時価算定会計基準の制定に伴う令和2年度の税制改正に対応した取扱いを明らかにするものである。
- 2 税務上、短期売買商品等のうち市場暗号資産(法61②、令118の8①)以外のものの時価評価金額は次のいずれかによることとされていた。
  - (1) 最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、事業年度終了の日に最も近い日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格(旧令118の8一)
  - (2) 価格公表者によってその価格を公表される短期売買商品等又はこれに類似する商品の最終価格にこれらの品質、所在地その他の価格に影響を及ぼす条件の差異により生じた価格差につき必要な調整を加えて得た金額(旧令118の8二)この点、旧棚卸資産会計基準では、トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る会計処理は、売買目的有価証券の会計処理と同様であるとされ、その具体的な適用に当たっては、旧金融商品会計基準及び旧金融商品実務指針を参照することとされていた(旧棚卸資産会計基準61)。そして、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることとされ、旧金融商品会計基準における取扱いを準用することとされており、旧金融商品実務指針においては、有価証券に付すべき時価は市場価格とし、事業年度終了の日における終値又は気配値を付すこととされ、同日における終値及び気配値のいずれもない場合は、直近において公表された終値又は気配値によることとされていた(旧金融商品実務指針60)。
- 3 時価算定会計基準の制定に伴い、旧棚卸資産会計基準が参照する旧金融商品実務指針から時価の算定に関する定めは削除され、時価算定会計基準において、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、時価の算定に当たっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされている(時価算定会計基準8)。
- 4 令和2年度の税制改正において、短期売買商品等の時価評価金額について、価格公表者によって公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、直近公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額とすることとされた(令118の8①一)。

そこで、本通達においては、ここでいう合理的な方法により計算した金額とは、時価算定会計基準に定める時価の算定方法などにより計算した金額であることを明らかにしている。具体的には、売買目的有価証券の時価評価金額について合理的な方法により計算する場合の取扱いと同様であることから、法人税基本通達 2-3-32《合理的な方法による価額の計算》及び 2-3-33《第三者から入手した価格》の取扱いを準用することを明らかにしている。なお、その詳細については、同通達の定め及び【解説】を参照されたい。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-3-65）を定めている。